

## 札幌市ひとり親家庭支援センター交流場所利用規約

札幌市ひとり親家庭支援センター交流場所利用規約（以下、「本規約」という。）は、札幌市ひとり親家庭支援センター（以下、「支援センター」という。）の指定管理者が、支援センターにおいてひとり親家庭の親等に対し交流場所を提供し、ひとり親家庭の親等が利用する場合の条件を定めるものとする。

（目的）

第1条 支援センターにおける交流場所の提供は、ひとり親家庭の親及び寡婦の生活などの向上を図るために行うものとする。

（交流場所の利用者）

第2条 交流場所は、ひとり親家庭の親若しくは寡婦又は母子・父子福祉団体が、ひとり親家庭等の生活の向上のために交流する場合に利用できるものとする。

（利用可能な施設）

第3条 交流場所として利用可能な施設は次の各号のとおりとする。

（1）研修室（定員 30 名）

（2）技能習得室（定員 60 名）

（利用時間等）

第4条 交流場所の利用時間は、月曜日から金曜日まで（祝休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）の午前9時から午後7時まで（支援センターの事業その他の管理業務で使用する場合を除く。）とする。ただし、支援センターの指定管理者が認めた場合は、この限りではない。

2 原則として、1団体又は1グループにつき、週1回の利用を限度とする。

（利用料金）

第5条 利用料金は無料とする。

（利用予約）

第6条 利用の予約は、月曜日から金曜日まで（祝休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）の午前8時45分から午後5時30分まで、支援センターの窓口又は電話で受け付ける。

2 前項の予約受付は、利用日の2か月前の日（前々月の同じ日とし、同じ日がないときはその月の末日。ただし、その日が前項に定める予約受付日に該当しない場合は、直前の予約受付日とする。）に開始するものとし、先着順とする。

3 利用予約後、予約をキャンセルする場合は、速やかに電話で支援センターに連絡する

ものとする。

(申込書の提出)

第7条 利用予約をした者は、所定の申込書を支援センター窓口提出するものとし、利用前に申込書の提出がない場合は、支援センターの指定管理者は交流場所の提供を行わない。

2 申込書の受付は、月曜日から金曜日まで(祝休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。)の午前8時45分から午後5時30分までに行うものとする。

(交流場所の提供をしない場合)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、交流場所の提供をしないものとする。

- (1) 営利目的で利用するおそれがあると認める場合
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (3) 暴力団等の反社会勢力に該当し、又は反社会勢力と関係していることが判明した場合
- (4) 施設・備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (5) その他支援センターの管理運営上支障があると認める場合

(遵守事項)

第9条 利用者は、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 申込書に記載した目的以外の利用をしないこと。
  - (2) 申込書に記載した施設以外は利用しないこと。
  - (3) 政治活動、宗教活動又はこれに類する目的で利用しないこと。
  - (4) 物品その他の物を販売し、又は、金品の寄付募集等を行わないこと。
  - (5) 施設及び備品等の取扱いを適切に行うこと。
  - (6) 危険物を持ち込まないこと。
  - (7) 騒音・臭気・振動を発生させないこと。
  - (8) 喫煙又は火気の使用をしないこと。
  - (9) 無断で飲食物を持ち込まないこと。
  - (10) 立て看板・ビラ配布等を行わないこと。
  - (11) 他人に迷惑を及ぼし、又は、そのおそれのある行為をしないこと。
  - (12) 貴重品等は、利用者の責任において管理すること。
  - (13) その他、支援センター指定管理者の指示に従うこと。
- 2 前項各号に違反して利用者に損害が生じた場合、その原因のいかんにかかわらず、支援センターは一切責任を負わないものとする。

(原状回復)

第10条 利用後は、利用者が原状に回復させること。

2 利用者の責における付属設備機器の損壊又は著しい施設の汚損等が生じた場合は、実

費弁償を行わせる。

(利用の中止)

第 11 条 利用者において第 9 条各号に定める事項が遵守されない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合、支援センターは、交流場所の利用を中止させるものとする。

- (1) 申込書の記載に偽りがある場合
- (2) 第三者に転貸した場合
- (3) 法令及び本規約に違反した場合
- (4) その他、支援センター指定管理者の指示に従わない場合

附則

この規約は令和 2 年 7 月 1 日から適用する。